

登別(のぼりべつ)には 温泉(おんせん) や きれいな 自然(しぜん)が たくさん あります。
登別温泉(のぼりべつおんせん) と カルルス温泉(おんせん) が 有名(ゆうめい) です。

「地獄(じごく) の 谷(たに) の 鬼花火(おにのはなび)」
は、鬼(おに) が 空(そら) に 大(おお)きな
火(ひ) を 上(あ)げます。

登別(のぼりべつ)での 生活(せいかつ) を
ぜひ 楽(たの)しんで ください。
わからない ことが あったら、いつでも
市役所(しやくしょ) に 聞(き)いて ください。
あなた を 応援(おうえん) します。



登別市(のぼりべつし)

登別市役所(のぼりべつ しやくしょ)

● 本庁舎(ほんちょうしゃ)

ところ: 登別市中央町(ちゅうおうちょう) 6-11 ☎0143-85-2111

● あいている時間(じかん):

月(げつ) ~ 金(きん) 曜日(ようび) 9:00 ~ 17:30

支所(ししょ)

登別(のぼりべつ)支所(ししょ) ☎0143-83-1131

ところ: 登別市(のぼりべつし) 登別港町(のぼりべつみなとちょう) 1-4-9

休み: 土(ど)・日(にち) 曜日(ようび)、祝日(しゅくじつ)

※12月29日~1月3日 は やすみです。

鷺別(わしべつ)支所(ししょ)

ところ: 登別市鷺別町(わしべつちょう) 3-3-4 ☎0143-86-6111

■ 外国人(がいこくじん) の ための 相談(そうだん)

生活(せいかつ) で 困(こま)った ことを 相談(そうだん)
できます。市役所(しやくしょ) の 1階(かい) に あります。
右(みぎ) の QRコード から 相談(そうだん) も できます。



● あいている時間(じかん)

英語(えいご) 月~金曜日 9:00~16:45

中国語(ちゅうごくご) 月~金曜日 9:00~17:30

企画調整(きかくちようせい)グループ

☎0143-85-1122

困(こま)った時(とき)

■ 緊急時(きんきゅうじ) は 24時間(じかん) いつでも電話(でんわ)
できます。お金(おかね) は かかりません。



● 火事(かじ)、救急(きゅうきゅう): ☎119

火事 [消防車(しょうぼうしゃ) が 必要(ひつよう) な 火(ひ) が 出(で)たとき]、救急(きゅうきゅう) [急(きゅう) な 病気(びょうき) や、事故(じこ)、けが の とき] に 電話(でんわ) してください。電話(でんわ) で 話(はな)すときは、火(ひ)が 出(で)たのか、
病気(びょうき) や けが のか 話(はな) してください。名前(なまえ)、場所(ばしょ)、電話番号(でんわばんごう) も 教(おし)えて
ください。

● 警察(けいさつ): ☎110

交通事故(こうつうじこ) や、けんか を している 人(ひと) を 見(み)た 時(とき)、人(ひと) が 叫(さけ)ぶ 声(こえ) を 聞(き)いた
時(とき)、倒(たお)れて いる 人(ひと) を 見(み)たときは、電話(でんわ) してください。

住所(じゅうしょ) が 変(か) わるとき

■ 日本(にほん) に 初(はじめて) きたとき

在留(ざいりゅう)カード が ある人は、14日(じゅうよっか) 以内(いない) に 市役所(しやくしょ) か 支所(ししょ) で 住民登録(じゅうみんとうろく) を してください。

● 必要(ひつよう)なもの: ・パスポート ・在留(ざいりゅう)カード

■ 登別市(のぼりべつし) に 新(あた)ら しく 住(す)む

登別市(のぼりべつし) に 新(あらた)しく 住(す)む 時(とき) は、住(す)み 始(は)めてから 14日(じゅうよっか) 以内(いない) に 転入届(てんにゅうとどけ) を だして ください。

● 必要(ひつよう)なもの: ・転出(てんしゅつ)証明書(しょうめいしょ) (日本(にほん) の 中(なか) の 他(ほか) の ところから
登別市(のぼりべつし) に 引越(ひっこ) して 来(き)た 人(ひと) は 必要(ひつよう))
・在留(ざいりゅう)カード または 特定在留(とくていざいりゅう)カード
マイナンバーカード(もっているひと)

■登別市(のぼりべつし) の中(なか) で引っ越(ひっこ)す

登別市(のぼりべつし) の中(なか)で引っ越(ひっこ)す時(とき)は、引っ越ししてから14日(じゅうよっか)以内(いない)に転居届(てんきょとどけ)をだしてください。

●必要なもの

- ・在留(ざいりゅう)カード または 特定在留(とくていざいりゅう)カード
- ・マイナンバーカード(お持(も)ちの方(かた))

■登別市(のぼりべつし) ではない ところへ引っ越(ひっこ)す

登別市(のぼりべつし) ではない ところへ、引っ越(ひっこ)すときは14日(じゅうよっか)以内(いない)に転出届(てんしゅつとどけ)をだしてください。

●必要なもの

- ・本人確認書類(ほんにんかくにんしゅるい) : 在留(ざいりゅう)カードなど

市民(しみん)サービスグループ ☎0143-85-1855



住民票(じゅうみんひょう)

住民票(じゅうみんひょう) は、あなたの住所(じゅうしょ) や 名前(なまえ)、国(くに)、在留資格(ざいりゅうしかく) など が書(か)いてある紙(かみ)です。市役所(しやくしょ) や 支所(ししょ) でもらえます。

※ 他(ほか) の人(ひと) がもらうときは、委任状(いにんじょう)が必要(ひつよう)です。

市民(しみん)サービスグループ ☎0143-85-1855

戸籍(こせき) と印鑑(いんかん)

戸籍(こせき)とは

赤(あか)ちゃん が 生(う)まれたとき・結婚(けっこん)したとき・離婚(りこん)したとき、人(ひと)が死(し)んだとき、手続(てつづ)きが必要(ひつよう)です。 ※ 国籍(こくせき)で必要(ひつよう)なものがあります。

■戸籍(こせき) に関(かん)する 届(とど)け出(で)

●赤(あか)ちゃん が 生(う)まれたとき

14日(じゅうよっか)以内(いない)に「出生届(しゅっしょうとどけ)」の手続(てつづ)きをしてください。

必要(ひつよう)なもの:

- ・出生証明書(しゅっせいしょうめいしょ) - 病院(びょういん)でもらってください
- ・母子健康手帳(ぼしけんこうてちょう) - おなかに赤(あか)ちゃんがいるとわかるとき

総合福祉(そうごうふくし)センター しんた21 (にじゅういち)でもらえます。



●人(ひと)が 死(し)んだとき

7日(なのか) 以内(いない)に、「死亡届(しぼうとどけ)」の手続(てつづ)きをしてください。

必要(ひつよう)なもの: 死亡診断書(しぼうしんだんしょ) - 病院(びょういん)からもらってください。

●結婚(けっこん)する とき

「婚姻届(こんいんとどけ)」の手続(てつづ)きをしてください。

必要(ひつよう)なもの:

- ① 婚姻届書(こんいんとどけしょ)
- ② 婚姻要件具備証明書(こんいんようけんぐびしょうめいしょ)
- 大使館(たいしかん) や 領事館(りょうじかん)でもらってください。
- ③ パスポート
- ④ (① + ②) の日本語(にほんご)の翻訳(ほんやく)



●離婚(りこん)の とき

「離婚届(りこんとどけ)」の手続(てつづ)きをしてください。

●ふたりとも 外国人(がいこくじん)のとき:

自分(じぶん)の国(くに)の法律(ほうりつ)で決(き)まります。

自分(じぶん)の国(くに)の大使館(たいしかん) や 領事館(りょうじかん)にきいてください。

●日本人(にほんじん)と 離婚(りこん)するとき:

2人(ふたり)が納得(なっとく)していれば、日本(にほん)の法律(ほうりつ)で手続(てつづ)きができます。

必要(ひつよう)なもの:

- ・離婚届書(りこんとどけしょ) ・本人確認書類(ほんにんかくにんしゅるい)

裁判(さいばん)で 離婚(りこん)したとき:

- ・調停調書(ちやうていちょうしょ)などの書類(しゅるい)



■印鑑登録(とうろく)【印鑑:なまえの スタンプ】

日本(にほん)では、大切(たいせつ)な約束(やくそく)をするとき、サインではなく「印鑑(いんかん)」を使(つか)います。印鑑(いんかん)を登録(とうろく)すると、証明書(しょうめいしょ)をつくらることができます。

●登録するとき:

- ・印鑑(いんかん) ・本人確認書類(ほんにんかくにんしゅるい)

●印鑑登録証(いんかんとうろくしょう)について

手続(てつづ)きが終(お)わると、「印鑑登録証(カード)」がもらえます。

「印鑑登録証明書(しょうめいしょ)」が必要(ひつよう)なときは、

このカードを持(も)って市役所(しやくしょ)に 来(き)てください。

市民(しみん)サービスグループ ☎0143-85-1855

保険(ほけん)・年金(ねんきん)・税金(ぜいきん)

■国民(こくみん)健康(けんこう)保険

みんなでお金(かね)を出(だ)し合(あ)い 病院(びょういん)で自分(じぶん)が 払(はら)うお金(かね)が少(すく)なくなる制度(せいど)です。会社(かいしゃ)の保険(ほけん)に入(はい)っていない人(ひと)は、必(かなら)ず入(はい)ります。

入(はい)るとき・抜(ぬ)けるとき

市役所(しやくしょ)の国民健康保険(こくみんけんこうほけん)グループで手続(てつづ)きしてください。

● 必要(ひつよう)なもの：

・在留(ざいりゅう)カード または 特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ しょうめいしょ) ・パスポート

資格確認書(しかくかくにんしょ)

1人(ひとり)1枚(いちまい)カードがもらえます。

※ 病院(びょういん)に行(い)く時(とき)、受付(うけつけ)にだしてください。

国民健康保険税(ほけんぜい)【お金(かね)を払(はら)う】

保険税(ほけんぜい)の金額(きんがく)は、前(まえ)の年(とし)の給料(きゅうりょう)などで決(き)まります。お金(かね)を払(はら)う必要(ひつよう)があります。

国民健康保険(こくみんけんこうほけん)グループ ☎0143-85-1771



■介護保険(かいごほけん)

介護保険(かいごほけん)は、年(とし)をとって、体(からだ)のお手伝(てつだい)い[介護(かいご)]が必要(ひつよう)な人(ひと)をみんなで助(たす)けていこうという考(かんが)えの制度(せいど)です。

介護保険料(かいごほけんりょう)【お金(かね)を払(はら)う】

40歳(さい)から64歳(さい)までの方(かた)は、それぞれの医療保険(いりょうほけん)の算定方法(さんていほうほう)により決(き)まり、65歳(さい)以上(さいいじょう)の方(かた)は、所得(しよとく)に応(おう)じて保険料(ほけんりょう)が決(き)まります。

高齢・介護(こうれい・かいご)グループ ☎0143-85-5720

■国民年金(こくみんねんきん)

日本(にほん)に住(す)んでいる20歳(さい)から59歳(さい)のひと、全(ぜん)員(ぎんいん)入(はい)ります。年(とし)をとったときや病(びょう)気(き)などで障(しょう)害(がい)になったときにお金(かね)をもらうことができます。

種類(しゅるい)

● 老齢基礎年金(ろうれいきそねんきん)

年金(ねんきん)に入(はい)っていた人(ひと)が年(とし)をとったとき、もらうことができるお金(かね)です。

● 障害基礎年金(しょうがいきそねんきん)

けがや病(びょう)気(き)で障(しょう)害(がい)が残(のこ)った人(ひと)がもらうことができるお金(かね)です。

● 遺族基礎年金(いぞくきそねんきん)

年金(ねんきん)に入(はい)っていた人(ひと)が亡(な)くなったときに、家族(かぞく)がもらうことができるお金(かね)です。

※ もっと知(し)りたい人(ひと)は、日本年金機構(にほんねんきんきこう)のホームページを見(み)てください。

ホームページには、国民年金(こくみんねんきん)について外国語(がいこくご)で書(か)いたパンフレットがあります。

日本年金機構(にほんねんきんきこう)



年金(ねんきん)・長寿医療(ちょうじゅいりょう)グループ ☎0143-85-2137

■税金(ぜいきん)

個人(こじん)の市民税(しみんぜい)

1月1日(いちがつついたち)に登別市(のぼりべつし)に住(す)んでいる人(ひと)が払(はら)います。

前(まえ)の年(とし)の給料(きゅうりょう)などでお金(かね)が決(き)まります。

納税方法(のうぜいほうほう)【お金(かね)の払(はら)い方(かた)】

● 特別徴収(とくべつちょうしゅう)

給料(きゅうりょう)から払(はら)う：会社(かいしゃ)が給料(きゅうりょう)から税金(ぜいきん)を引(ひ)いて、市役所(しやくしょ)へ払(はら)います。

● 普通徴収(ふつうちょうしゅう)

自分(じぶん)で払(はら)う：市役所(しやくしょ)から届(とど)く紙(かみ)[納付書(のうふしょ)]を持(も)って、コンビニや銀行(ぎんこう)で払(はら)います。銀行(ぎんこう)の口座(こうざ)から自動(じどう)で払(はら)うこともできます。

固定資産税(こていしさんぜい)

1月1日(いちがつついたち)に登別市(のぼりべつし)に家(いえ)や土地(とち)などを持(も)っている人(ひと)が払(はら)います。

軽自動車税(けいじどうしゃぜい)

4月1日(しがつついたち)に軽自動車(けいじどうしゃ)、バイクを持(も)っている人(ひと)が払(はら)います。



● 各種料金(かくしりょうきん)【お金(かね)の払(はら)い方(かた)】

市役所(しやくしょ)から届(とど)く紙(かみ)[納付書(のうふしょ)]を使(つか)います。

コンビニ、銀行(ぎんこう)、郵便局(ゆうびんきょく)などで払(はら)えます。

口座振替(こうざふりかえ)：銀行(ぎんこう)の口座(こうざ)から自動(じどう)で払(はら)えます。



《税金(ぜいきん)を払(はら)わないとき》

- ① 期限(きげん)をすぎると「督促状(とくそくじょう)」が届(とど)きます。
- ② それでも払(はら)わないとお金(かね)や給料(きゅうりょう)などの財産(ざいさん)が差押(さしおさ)えの対象(たいしょう)となります。

税務(ぜいむ)グループ ☎0143-85-1155

上・下水道(じょう・げすいどう)

水道料金(すいどうりょうきん)・下水道使用料(げすいどうしゅうりょう)

2か月(にかげつ)に1回(いちかい)、市役所(しやくしょ)の人(ひと)がメーターを確認(かくにん)します。水(みず)を使(つか)った分(ぶん)お金(かね)を払(はら)います。

● 払(はら)いかた

銀行(ぎんこう)の口座(こうざ)から自動(じどう)で払(はら)うか、市役所(しやくしょ)から届(とど)く紙(かみ)[納付書(のうふしょ)]を使(つか)って、コンビニ、銀行(ぎんこう)、スマートフォン決済(けっさい)で払(はら)います。



引っ越(ひっこ)しなどで、新(あた)らしく水道(すいどう)を使(つか)いたいときや、水道(すいどう)を止(と)めたいときは、必ず(かならず)「水道(すいどう)グループ」に連絡(れんらく)してください。

水道(すいどう)グループ ☎0143-85-5501
下水道(げすいどう)グループ ☎0143-85-9052

ごみの分別(ぶんべつ)と収集(しゅうしゅう)

ごみの分別(ぶんべつ)

ごみは決(き)められた場所(ばしょ)に捨(す)ててください。他(ほか)の場所(ばしょ)に捨(す)ててはいけません。家庭(かてい)のごみはごみの種類(しゅるい)で分(わ)けてください。「燃(も)やせるごみ」「燃(も)やせないごみ」は決(き)められた袋(ふくろ)に入(い)れてください。「びん、缶(かん)、ペットボトル(資源(しげん)ごみ)」は透明(とうめい)な袋(ふくろ)に入れてください。

燃(も)やせるごみ：黄色(きいろ)ごみ袋(ふくろ)に入(い)れます

燃(も)やせないごみ：青(あお)いごみ袋(ふくろ)に入(い)れます

粗大(そだい)ごみ：ごみ処理券(しゅりけん)を貼(は)ります

※ごみ袋(ふくろ)やごみ処理券(しゅりけん)はコンビニやスーパーで買(か)ってください。



資源(しげん)ごみ(リサイクル)、有害(ゆうがい)ごみ：透明(とうめい)な袋(ふくろ)に入(い)れて出(だ)してください。お金(かね)はかかりません。

収集(しゅうしゅう)

ごみを分(わ)けて、決(き)まった日(ひ)の朝(あさ)8時(はちじ)までに決(き)まったところに出(だ)してください。

環境対策(かんきょうたいさく)グループ ☎0143-85-2958



令和8年(れいわはちねん)4月(しがつ)現在(げんざい)の情報(じょうほう)を記載(きさい)しています。

登別市(のぼりべつし)のホームページ
<https://www.city.noboribetsu.lg.jp>

登別市(総務部 企画調整 グループ)
のぼりべつし(そうむぶ きかくちょうせい ぐるーぷ)

